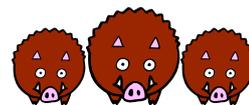


網、わなを使用して広島県で狩猟される皆さんへ【令和6年度】

● 次のことに注意して事故や違反のないように心がけましょう。

- 1 鳥獣保護区などの捕獲禁止場所で狩猟することのないよう、鳥獣保護区等位置図で狩猟できる場所をよく確認してください。
- 2 学校等公共施設や人が散策する場所との位置関係を把握し、その近隣での網、わな猟具の設置を慎むなど、危険防止に十分に配慮してください。
- 3 作物等がある土地や柵に囲まれた土地で猟を行う場合は、土地所有者の承諾が必要です。作物がない場所でも他人の土地に立ち入って自由に狩猟できるわけではありません。地元の理解を十分に得られない場所での狩猟は行わないでください。土地所有者等とトラブルにならないよう、また挨拶をするなど、マナーの向上に努めましょう。
- 4 網、わな猟具には、猟具ごとの見やすい場所に1文字1cm角以上の大きさと、住所、氏名、登録知事名、登録年度、登録番号を明記した金属製またはプラスチック製の標識を付けてください。
標識は、事故等が発生し、緊急に設置者に連絡をとらなければならない場合もあることから、誰にでも見やすい位置に設置してください。



【くくりわなの標識】

標識は、原則として猟具に装着することとしますが、くくりわなの場合、標識が見えにくい場合や外れやすい場合には、猟具を設置した場所の周辺に立て札等の方法で設置してください。

くくりわなの場合、わなを設置していることが分かり難い場合もあるため、猟具に標識を設置するだけでなく、可能な限り、当該地域への入込者や地域住民に分かりやすい場所に注意標識を設置して、わなを仕掛けている場所であることを周知し、事故の未然防止に努めてください。

- 5 わなは、自分で管理できる場所に、管理できる個数内で設置し、頻繁に見回りを行ってください。（同時に31個以上のわなを使用することは、禁止されています。）
- 6 とらばさみ、吊り上げ式のくくりわな、人が掛かった場合自力で脱却することが不可能なわな及び日常生活に支障をきたす負傷を与える威力をもつわなの使用は、危険猟法として禁止されています。
- 7 次の区域は、くくりわなの架設が禁止されていますので、鳥獣保護区位置図により確認してください。

広島市安佐北区の一部、広島市佐伯区湯来町の一部、廿日市市吉和、安芸太田町一円、北広島町の一部

- 8 わななどに設置する狩猟者発信機の使用にあたっては電波法を遵守し、違法なものは使用しないでください。
- 9 網、わなの猟具は狩猟期間終了までに必ず撤収してください。撤去が困難な場合には、確実に使用できないようにしてください。
- 10 捕獲した鳥獣を放置することは禁じられています。回収するなど適切に処理してください。
- 11 錯誤捕獲された鳥獣は安全性を確保したうえで速やかに解放してください。
※狩猟鳥獣以外又は許可された鳥獣以外の捕獲は違反となります。

わな の 使用 について

くくりわなの規制について

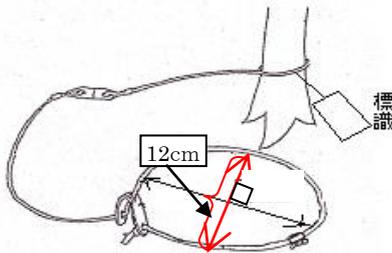
項目	捕獲する鳥獣	
	イノシシ・ニホンジカ	左記以外の獣
輪の直径	法規定なし※1	12cm以下とすること
締付け防止金具	必ず装着すること	必ず装着すること
よりもどし	必ず装着すること	法規定なし※2
ワイヤーの直径	4mm以上とすること	法規定なし※2

※1 広島県では、イノシシ、シカの捕獲をするための「くくりわな」の直径の規制(12cm以下)を、平成20年度の猟期から解除しています。

※2 イノシシ・ニホンジカの錯誤捕獲の可能性がある場合は、安全のためイノシシ・ニホンジカと同様の基準で行うよう努めてください。

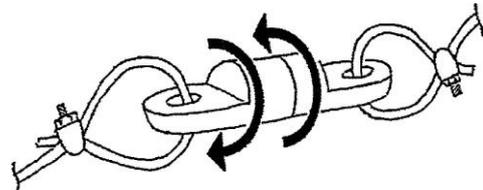
輪の直径

輪の内側で最大直径に直角な対角線の最大直径



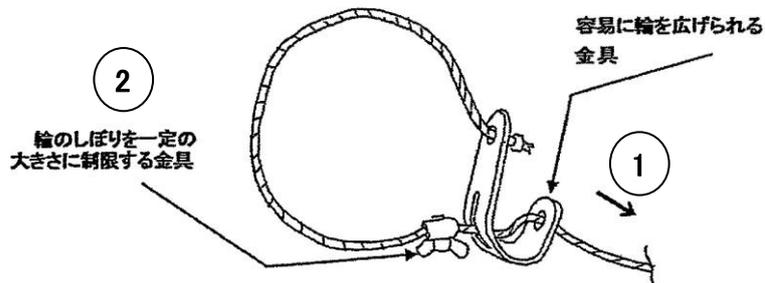
よりもどし

金具の両端が回転することができる構造



締付け防止金具

- ①→方向に金具を引くことで容易に輪を広げられる金具
または
- ②輪のしぼりを一定の大きさに制限する金具



ワイヤーの直径

ワイヤーの外側の直径

ワイヤーの断面



4mm未満は禁止
(イノシシ・シカの場合)

誤ってツキノワグマを捕獲しないために わな

広島県内では、西中国山地にツキノワグマが生息しています。
ツキノワグマは、生息数が少ないため、広島県では捕獲が禁止されています。
ツキノワグマを誤って捕獲しないように、特にくくりわなの架設については、次の事項に注意してください。

猟法(くくりわな)架設禁止区域

ツキノワグマが誤って捕獲されるのを防ぐために、くくりわな架設禁止区域が設定されています。
この禁止区域内では、イノシシ等を捕獲する目的であっても、くくりわなの使用はできません。

※ 鳥獣保護区等位置図の  緑斜線で示す区域

広島市安佐北区の一部、広島市佐伯区湯来町の一部、廿日市市吉和、安芸太田町一円、北広島町の一部

くくりわなの設置方法

上記の猟法(くくりわな)架設禁止区域以外であっても、ツキノワグマが生息していると思われる区域では、くくりわなの設置を避けてください。やむを得ず設置する場合は、目的とする獲物以外の獣が掛からないように十分に注意してください。

はこわなの設置方法

ツキノワグマが生息していると思われる区域で、はこわなを設置する場合は、天上部にツキノワグマが脱出できる穴(わな上部中央に直径 30cm程度)を開けるなどの対策をお願いします。

なお、脱出口の設け方については、農林水産省や環境省のホームページを参考にしてください。

※環境省ホームページ

クマ類の錯誤捕獲によるリスクとその対策

[chpt5.pdf \(env.go.jp\)](https://www.env.go.jp/chpt5.pdf)

万一、ツキノワグマがくくりわなに掛かったら…

大変危険ですので、速やかに関係市町に連絡し、指示に従ってください。

